

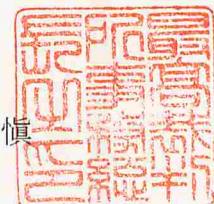
最高裁秘書第1213号

令和3年4月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

平成20年春の叙勲から候補者の経歴に関する基準を厳しくして、公職の経歴を強く求めることとした際に作成した文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和2年11月16日付け（同月18日受付）

2 答申番号

令和2年度（最情）答申第61号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）